

第2 「法人税基本通達の一部改正について」 通達関係

令和5年9月21日付課法2-17ほか2課共同「法人税基本通達の一部改正について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

（注）アンダーラインを付した箇所が、改正した箇所である。

一 経過的处理

改 正 後	改 正 前
（経過的处理(3)…特定会計処理に準ずる会計処理） 法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年財務省令第47号。以下「改正規則」という。）附則第3条第15項《国際最低課税額の計算に関する経過措置》の「これに準ずる会計処理」とは、法第82条第1号ハ《定義》に規定する会社等が同条第2号に規定する企業グループ等に新たに属することとなる場合において、当該企業グループ等に係る同条第10号に規定する最終親会社等の同条第1号イに掲げる連結等財務諸表における当該会社等の資産及び負債の帳簿価額を用いて当該最終親会社等の連結財務諸表を作成するための一連の基礎資料（いわゆる連結パッケージ）を作成する会計処理をいうことに留意する。 （経過的处理(5)…その他これに準ずる金額の例示） 改正規則附則第3条第16項第1号ロ(1)《国際最低課税額の計算に関する経過措置》の「その他これに準ずる金額」には、例えば、措置法第66条の5の3第1項又は第2項《対象純支払利子等に係る課税の特例》の規定により、同号に規定する資金供与会社等の超過利子額（同条第1項に規定する超過利子額をいう。以下経過的处理(5)において同じ。）に相当する金額又は調整対象超過利子額（同条第2項に規定する調整対象超過利子額をいう。以下経過的处理(5)	（経過的处理(3)…特定会計処理に準ずる会計処理） 法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年財務省令第47号。以下「改正規則」という。）附則第3条第13項《国際最低課税額の計算に関する経過措置》の「これに準ずる会計処理」とは、法第82条第1号ハ《定義》に規定する会社等が同条第2号に規定する企業グループ等に新たに属することとなる場合において、当該企業グループ等に係る同条第10号に規定する最終親会社等の同条第1号イに掲げる連結等財務諸表における当該会社等の資産及び負債の帳簿価額を用いて当該最終親会社等の連結財務諸表を作成するための一連の基礎資料（いわゆる連結パッケージ）を作成する会計処理をいうことに留意する。 （経過的处理(5)…その他これに準ずる金額の例示） 改正規則附則第3条第14項第1号ロ(1)《国際最低課税額の計算に関する経過措置》の「その他これに準ずる金額」には、例えば、措置法第66条の5の3第1項又は第2項《対象純支払利子等に係る課税の特例》の規定により、同号に規定する資金供与会社等の超過利子額（同条第1項に規定する超過利子額をいう。以下経過的处理(5)において同じ。）に相当する金額又は調整対象超過利子額（同条第2項に規定する調整対象超過利子額をいう。以下経過的处理(5)

改 正 後	改 正 前
において同じ。)に相当する金額(外国におけるこれらに相当するものを含む。) として損金の額に算入される金額(当該超過利子額又は当該調整対象超過利子額が生じた法第 82 条第 32 号《定義》に規定する過去対象会計年度後の各対象会計年度における法人税等(改正規則附則第 3 条第 4 項に規定する法人税等をいう。以下経過取的取扱い(5)において同じ。)の額を減少させることが見込まれないこと(令和 4 年 12 月 16 日以後に行われる改正規則附則第 3 条第 16 項第 1 号の資金の供与がないものとした場合に、当該過去対象会計年度後の各対象会計年度における法人税等の額を減少させることが見込まれないことを含む。))により当該超過利子額又は当該調整対象超過利子額に係る改正規則附則第 3 条第 6 項に規定する繰延税金資産が計上されていないものに限る。))に対応する部分の金額が含まれることに留意する。	において同じ。)に相当する金額(外国におけるこれらに相当するものを含む。) として損金の額に算入される金額(当該超過利子額又は当該調整対象超過利子額が生じた法第 82 条の 2 第 2 項第 1 号ロ《国際最低課税額》に規定する過去対象会計年度後の各対象会計年度における法人税等(改正規則附則第 3 条第 4 項に規定する法人税等をいう。以下経過取的取扱い(5)において同じ。)の額を減少させることが見込まれないこと(令和 4 年 12 月 16 日以後に行われる改正規則附則第 3 条第 14 項第 1 号の資金の供与がないものとした場合に、当該過去対象会計年度後の各対象会計年度における法人税等の額を減少させることが見込まれないことを含む。))により当該超過利子額又は当該調整対象超過利子額に係る改正規則附則第 3 条第 5 項に規定する繰延税金資産が計上されていないものに限る。))に対応する部分の金額が含まれることに留意する。

二 経過取的取扱い

改 正 後	改 正 前
<u>(経過取的取扱い…改正通達の適用時期)</u> <u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する対象会計年度分の法第 82 条の 3 第 1 項《国際最低課税額》に規定する国際最低課税額(以下「国際最低課税額」という。))に対する法人税について適用し、同日前に開始した対象会計年度分の国際最低課税額に対する法人税については、なお従前の例による。</u>	(新 設)